

平成29年第1回箕面市議会定例会議案

- 第1号議案 平成29年度箕面市一般会計予算
- 第2号議案 平成29年度箕面市特別会計財産区事業費予算
- 第3号議案 平成29年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費予算
- 第4号議案 平成29年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算
- 第5号議案 平成29年度箕面市特別会計介護保険事業費予算
- 第6号議案 平成29年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費予算
- 第7号議案 平成29年度箕面市病院事業会計予算
- 第8号議案 平成29年度箕面市水道事業会計予算
- 第9号議案 平成29年度箕面市公共下水道事業会計予算
- 第10号議案 平成29年度箕面市競艇事業会計予算

別冊

報告第1号	箕面市新型インフルエンザ等対策行動計画の報告の件.....	1
報告第2号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）.....	3
第11号議案	大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議の件.....	7
第12号議案	市道路線の認定及び廃止の件.....	11
第13号議案	箕面市税条例等改正の件.....	15

第 1 4 号議案	箕面市個人情報保護条例及び箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件	27
第 1 5 号議案	箕面市職員の育児休業等に関する条例及び箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正の件	29
第 1 6 号議案	箕面市ふれあい安心名簿条例改正の件	31
第 1 7 号議案	箕面市職員の配偶者同行休業に関する条例改正の件	33
第 1 8 号議案	箕面市報酬及び費用弁償条例改正の件	35
第 1 9 号議案	市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例改正の件	37
第 2 0 号議案	箕面市ホームヘルプサービス手数料条例廃止の件	39
第 2 1 号議案	箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例改正の件	41

報告第1号

箕面市新型インフルエンザ等対策行動計画の報告の件

箕面市新型インフルエンザ等対策行動計画について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項の規定により作成したので、同条第6項の規定により報告する。

平成29年2月20日提出

箕面市長 倉田哲郎

別冊のとおり

報告第2号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の4件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年2月20日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（平成28年12月5日専決）

- (1) 事故発生日時 平成28年10月7日 正午過ぎ
- (2) 事故発生場所 箕面市桜一丁目281番1地先 市道中央線路上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方所有の自動車が市道中央線を西から東へ向かって走行していたところ、街路樹の枝が突然道路上に落下して同車両に当たったため、その左側面を擦傷したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、176,362円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成28年12月5日

2 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（平成28年12月28日専決）

- (1) 事故発生日時 平成25年8月15日 午後10時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市新稲三丁目1202番1地先 市道西小路中学校線路上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が市道西小路中学校線を南から北へ向かって歩行していたところ、道路側溝の無蓋部分で転倒し、頭部及び右足を負傷したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、136,240円とし、市は、相手方に54,496円を支払う。
- (6) 和解年月日 平成28年12月28日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成29年1月17日専決）

- (1) 事故発生日時 平成28年1月16日 午後1時33分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市小野原西六丁目13番34号 サクシード胤駐車場内
- (3) 相手方 吹田市所在の法人
- (4) 事故の状況 本市の救急自動車（消防署警防第二室 ■■■■■ 運転）が、上記日時・場所において、救急活動のため停車しようとしたところ、同車両の右側天井部分

が相手方の看板に接触し、同看板を損傷したものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、162,000円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 平成29年1月17日

4 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（平成29年1月24日専決）

(1) 事故発生日時 平成28年8月14日 午後9時頃

(2) 事故発生場所 箕面市栗生新家五丁目2515番36地先 市道外院豊川団地線歩道上

(3) 相手方 羽曳野市在住の個人

(4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方の自動車が民家の敷地から市道外院豊川団地線へ出たところ、突然歩道の路面が陥没し、同車両の左前輪が落ちたため、そのエンジンアンダーカバー等を破損したものである。

(5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、27,412円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

(6) 和解年月日 平成29年1月24日

第 1 1 号議案

大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の変更に関する協議の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定により、大阪府豊能地区教職員人事協議会規約を別紙のとおり変更することについて豊中市、池田市、豊能町及び能勢町と協議する。

平成 2 9 年 2 月 2 0 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

（提案理由）

大阪府豊能地区教職員人事協議会規約を変更するに当たり、豊中市、池田市、豊能町及び能勢町と協議するため、地方自治法第 2 5 2 条の 6 の規定によりその例によることとされる同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により提案するものである。

別紙

大阪府豊能地区教職員人事協議会規約の一部を変更する規約

大阪府豊能地区教職員人事協議会規約（平成24年大阪府豊能地区教職員人事協議会規約）の一部を次のように変更する。

第4条第1項第4号中「10年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

第 1 2 号 議 案

市 道 路 線 の 認 定 及 び 廃 止 の 件

道 路 法 （ 昭 和 2 7 年 法 律 第 1 8 0 号 ） 第 8 条 第 1 項 及 び 第 1 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 市 道 路 線 の 認 定 及 び 廃 止 を す る。

平 成 2 9 年 2 月 2 0 日 提 出

箕 面 市 長 倉 田 哲 郎

認 定 及 び 廃 止 を す る 市 道 路 線 （ 別 紙 の と お り ）

（ 提 案 理 由 ）

市 道 瀬 川 線 ほ か 2 2 路 線 の 認 定 及 び 市 道 瀬 川 線 ほ か 1 路 線 の 廃 止 を す る た め 、 道 路 法 第 8 条 第 2 項 及 び 第 1 0 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 提 案 す る も の で あ る。

別紙

認定及び廃止をする市道路線

1 認定路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
13137	瀬川線	瀬川二丁目318番	瀬川二丁目307番	
13651	瀬川垣内線支線	瀬川二丁目299番2	瀬川二丁目306番1	
13780	南瀬川西支線	瀬川五丁目921番5	瀬川五丁目921番13	
13781	新稲北4号線	新稲五丁目845番18	新稲五丁目845番22	
13782	北馬場3号線	半町二丁目225番6	半町二丁目225番1	
13783	桜井石橋線支線	桜井二丁目333番1	桜井二丁目326番1	
13784	桜井駅北プロムナード線	桜井二丁目500番1	桜井二丁目500番1	
13785	紅葉ヶ丘住宅南線	新稲一丁目32番31	新稲一丁目32番27	
13786	トミヤ住宅中線支線1号線	桜井三丁目656番	桜井三丁目652番10	
13787	弥生通り線東1号線	百楽荘三丁目208番8	百楽荘三丁目208番11	
23442	稲中央線東4号線	稲一丁目41番15	稲一丁目41番20	
23443	稲国道北線	稲一丁目2番13	稲一丁目2番8	
33314	白島西線支線1号線	白島三丁目100番84	白島三丁目100番97	
33315	白島西線支線2号線	白島三丁目100番107	白島三丁目100番113	

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
33316	白島北3号線	白島二丁目152番5	白島二丁目148番1	
33317	第四中学校北1号線	石丸二丁目165番3	石丸二丁目156番1	
33318	今宮北線	今宮二丁目75番3	今宮二丁目78番3	
43516	彩都区画75号線	彩都栗生北二丁目13番142	彩都栗生北二丁目12番66	
43517	彩都区画76号線	彩都栗生北二丁目13番147	彩都栗生北二丁目13番118	
43518	彩都区画77号線	彩都栗生北二丁目13番152	彩都栗生北二丁目13番120	
43519	彩都区画78号線	彩都栗生北二丁目13番117	彩都栗生北二丁目13番121	
43520	彩都区画79号線	彩都栗生北二丁目13番102	彩都栗生北二丁目13番141	
43521	彩都区画80号線	彩都栗生南一丁目20番2	彩都栗生南一丁目20番5	

2 廃止路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
13137	瀬川線	瀬川二丁目318番	瀬川二丁目306番1	
13651	瀬川垣内線支線	瀬川二丁目299番2	瀬川二丁目299番5	

第十三号議案

箕面市税条例等改正の件

箕面市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月二十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市税条例等の一部を改正する条例

(箕面市税条例の一部改正)

第一条 箕面市税条例(昭和二十五年箕面市条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の二の二第一項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

附則第九条第一項中「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表中「第三十三条第二号イ」を「第二号イ」に改め、同条第二項中「規定する」を「掲げる」に、「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「において、平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表中「第三十三条第二号イ」を「第二号イ」に改め、同条第三項中「規定する」を「掲げる」に、「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「において、平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表中「第三十三条第二号イ」を「第二号イ」に改め、同条第四項中「規定する」を「掲げる」に、「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を

「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「において、平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表中「第三十三条第二号イ」を「第二号イ」に改める。

附則第二十八条を附則第二十五条とする。

第二条 箕面市税条例の一部を次のように改正する。

第七条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第十五条の二中「百分の十二・一」を「百分の八・四」に改める。

第三十二条第一項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

第三十二条第二項中「第四百四十三条第一項」を「第四百四十五条第一項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第一項の規定にかかわらず」に改め、「使用者に」の下に「種別割を」を加え、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第四百四十三条第二項に規定する者を含まないものとする。

第三十二条の三（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第三十二条の四とし、同条の次に次の六条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第三十二条の五 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第十五条の十に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第三十二条の六 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- 一 法第四百五十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 百分の一
- 二 法第四百五十一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 百分の二
- 三 法第四百五十一条第三項の規定の適用を受けるもの 百分の三

(環境性能割の徴収の方法)

第三十二条の七 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第三十二条の八 環境性能割の納税義務者は、法第四百五十四条第一項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第三十三号の四様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第四百五十四条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第三十三号の四様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第三十二条の九 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、状況により市長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(環境性能割の減免)

第三十二条の十 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第三十七条の二第一項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第三十二条の二を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の一条を加える。

(軽自動車税のみなす課税)

第三十二条の二 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この章において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第四百四十四条第三項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第四百

四十四条第三項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第三十三条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第二号イ及びロを次のように改める。

イ 軽自動車

(1) 二輪のもの（側車付きのものを含む。） 年額 三千六百元

(2) 三輪のもの 年額 三千九百元

(3) 四輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 六千九百元

自家用 年額 一万八百元

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 三千八百円

自家用 年額 五千円

ロ 小型特殊自動車

(1) 農耕作業用のもの 年額 二千四百円

(2) その他のもの 年額 五千九百円

第三十四条（見出しを含む。）及び第三十四条の二（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第三十五条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第三十三号の四様式」を「第三十三号の四の二様式」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十三号の四様式」を「第三十三号の四の二様式」に改め、同条第四項中「法第四百四十二条の二第二項」を「第三十二条の二第一項」に改める。

第三十五条の二の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「法第四百四十二条の二第二項」を「第三十二条の二第一項」に改める。

第三十七条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第二項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第三十七条の二の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「掲げる軽自動車等」の下に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第一号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第二項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。」「（以下この項において「療育手帳」という。）」、「（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）」及び「（以下この項において「運転免許証」という。）」を削り、同条第三項及び第四項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第三十八条第二項中「第四百四十三条第一項若しくは第三十二条の二又は第三十二条第二項ただし書」を「第四百四十五条第一項若しくは第三十二条の三又は第三十二条第三項ただし書」に、「軽自動車税」を「種

別割」に改め、同条第七項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第八項中「き損」を「毀損」に、「ま減」を「摩滅」に改める。

第四十条第一項第一号中「き損」を「毀損」に、「ま減」を「摩滅」に改める。

附則第八条を次のように改める。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第八条 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

附則第八条の次に次の四条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第八条の二 市長は、当分の間、第三十二条の十の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第八条の三 第三十二条の八の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第八条の四 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第二十九条の十六第一項各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第八条の五 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第三十二条の六の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	百分の一	百分の〇・五
第二号	百分の二	百分の一
第三号	百分の三	百分の二

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第三十二条の六（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「百分の三」とあるのは、「百分の二」とする。

附則第九条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による」を「最初の法第四百四十四条第三項に規定する」に改め、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第二号イ(2)	三千九百円	四千六百元
第二号イ(3)(i)	六千九百円	八千二百円
	一万八百円	一万二千九百円
第二号イ(3)(ii)	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

附則第九条第二項から第四項までを削る。

（箕面市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 箕面市税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年箕面市条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「新条例第三十三条及び新条例」を「箕面市税条例第三十三条及び」に改め、「上欄に

掲げる」の下に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第三十三条第二号イ(2)	三千九百円	三千百円
	六千九百円	五千五百円
第三十三条第二号イ(3)(i)	一万八百円	七千二百円
第三十三条第二号イ(3)(ii)	三千八百円	三千円
	五千円	四千元
附則第九条	第三十三条	箕面市税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年箕面市条例第三十号。以下この条において「平成二十六年改正条例」という。）附則第六条の規定により読み替えて適用される第三十三条
附則第九条の表第二号イ(2)の項	第二号イ(2)	平成二十六年改正条例附則第六条の規定により読み替えて適用される第三十三条第二号イ(2)
	三千九百円	三千百円
附則第九条の表第二号イ(3)(i)の項	第二号イ(3)(i)	平成二十六年改正条例附則第六条の規定により読み替えて適用される第三十三条第二号イ(3)(i)
	六千九百円	五千五百円
附則第九条の表第二号イ(3)(ii)の項	第二号イ(3)(ii)	平成二十六年改正条例附則第六条の規定により読み替えて適用される第三十三条第二号イ(3)(ii)
	一万八百円	七千二百円

三千八百円	三千円
五千円	四千円

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第三条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の箕面市税条例（附則第四条において「三十一年新条例」という。）第十五条の二の規定は、平成三十一年十月一日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の箕面市税条例附則第九条の規定は、平成二十九年年度分の軽自動車税について適用する。

第四条 三十一年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成三十一年十月一日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 三十一年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）等の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第十四号議案

箕面市個人情報保護条例及び箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件

箕面市個人情報保護条例及び箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月二十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市個人情報保護条例及び箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(箕面市個人情報保護条例の一部改正)

第一条 箕面市個人情報保護条例(平成二年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第二項」の下に「(これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。)」を加える。

第十三条第四項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 法令又は条例の規定により開示することができない情報

第十六条の二第一項第五号中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

(箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正)

第二条 箕面市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年箕面市条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第五条第一項中「第十九条第九号」を「第十九条第十号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第十五号議案

箕面市職員の育児休業等に関する条例及び箕面市職員の勤務

時間、休暇等に関する条例改正の件

箕面市職員の育児休業等に関する条例及び箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月二十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市職員の育児休業等に関する条例及び箕面市職員の勤務

時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(箕面市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市職員の育児休業等に関する条例(平成四年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第六条の四第二項」を「第六条の四第一号」に、「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

(箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年箕面市条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項及び第四項中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り、「定める者を含む。」の下に「第十五条第一項を除き、」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第十六号議案

箕面市ふれあい安心名簿条例改正の件

箕面市ふれあい安心名簿条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月二十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市ふれあい安心名簿条例の一部を改正する条例

箕面市ふれあい安心名簿条例（平成二十二年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号ただし書中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

（提案理由）

個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第十七号議案

箕面市職員の配偶者同行休業に関する条例改正の件

箕面市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月二十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する

条例

箕面市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十七年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、第二項」を「から第三項まで」に改める。

第五条第一項中「以下」を削る。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二十六条の六第三項の条例で定める特別の事情は、規則で定める事情とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情について定めるため、本条例を改正するものである。

第十八号議案

箕面市報酬及び費用弁償条例改正の件

箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月二十日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表二の項を次のように改める。

二	
教育委員会	
委員（次に掲げる委員を除く。）	委員の代表者として教育長が指名する者
月額	
一四〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（箕面市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 箕面市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第四条の規定による改正後の」を削る。

(提案理由)

新たな教育委員会制度における代表教育委員の報酬の額を定めるため、
本条例を改正するものである。

第十九号議案

市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例改正の件

市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月二十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例の一部を改正する条例

市立学校屋内運動場等設備の使用に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

会議室一	三二〇円	四一〇円	三二〇円	八二〇円	八二〇円	一、二三〇円	一〇〇円
会議室二	三二〇円	四一〇円	三二〇円	八二〇円	八二〇円	一、二三〇円	一〇〇円
多目的室一	九三〇円	一、二三〇円	九三〇円	二、四七〇円	二、四七〇円	三、七一〇円	三二〇円
多目的室二	九三〇円	一、二三〇円	九三〇円	二、四七〇円	二、四七〇円	三、七一〇円	三二〇円
和室一	三二〇円	四一〇円	三二〇円	八二〇円	八二〇円	一、二三〇円	一〇〇円
和室二	三二〇円	四一〇円	三二〇円	八二〇円	八二〇円	一、二三〇円	一〇〇円
和室三	三二〇円	四一〇円	三二〇円	八二〇円	八二〇円	一、二三〇円	一〇〇円

を

談話室	三二〇円	四一〇円	三二〇円	八二〇円	八二〇円	一、二三〇円	一〇〇円
多目的室	九三〇円	一、二三〇円	九三〇円	二、四七〇円	二、四七〇円	三、七一〇円	三二〇円
和室	三二〇円	四一〇円	三二〇円	八二〇円	八二〇円	一、二三〇円	一〇〇円

に

改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年七月一日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の別表第二に掲げる設備の使用に係る許可等の必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

第四中学校開放教室の施設の一部を再編するため、本条例を改正するものである。

第二十号議案

箕面市ホームヘルプサービス手数料条例廃止の件

箕面市ホームヘルプサービス手数料条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十九年二月二十日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市ホームヘルプサービス手数料条例を廃止する条例

箕面市ホームヘルプサービス手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第二十三号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の箕面市ホームヘルプサービス手数料条例の規定により行ったホームヘルプサービスに係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

ホームヘルパー派遣に係る事業を委託事業として実施することに伴い、手数料を廃止するため、本条例を廃止するものである。

第二十一号議案

箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例改正の件

箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月二十日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

箕面市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和五十五年箕面市条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

